

令和5年4月

保 護 者 様

大阪市立大領中学校
校長 大森 秀樹

非常変災時等の措置につきまして

平素より本校教育活動にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、台風や地震などの非常変災時、生徒の身体の安全のため、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願ひいたします。

記

○午前7時の時点及び午前7時を過ぎて始業時刻までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、臨時休業措置とします。

ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。

※「大雨洪水警報」の発表では、臨時休業措置とはなりません。

イ 所在する区のいずれかの地域において、大阪市（大阪市長）より、河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」、「警戒レベル4（全員避難）」の発令があった場合。

※気象庁等から出される防災気象情報（警戒レベル○相当情報）ではなく、大阪市（大阪市長）が発令する避難情報に基づき、ご判断ください。

ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。

エ 「南海トラフ地震に関連する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。

○生徒が登校している場合や始業時刻後に上記の臨時休業措置の措置基準に該当する災害等が発生した場合は、生徒の自宅周辺や通学路の安全と、保護者等の在宅を確認したうえで、下校時の注意事項を指導し下校させます。ただし、校区内に「警戒レベル4（全員避難）」の発令がなされた場合など、安全が確認されない場合は、校内にて生徒の安全確保に努め、待機・避難させます。

○登下校中に災害等が発生した場合、その状況に応じ、自宅、学校、その他近くの安全な場所等に避難することやどのような行動をとることが安全確保につながるか等、事前にご家庭で共通理解を図っていただきますようお願いします。

○情報収集に際しましては、「大阪市ホームページ」、「おおさか防災ネット（メール登録もできます）」、「大阪市危機管理室ツイッター」、「LINE 大阪市公式アカウント」、「防災スピーカー（発令した場合、放送が流れます）などを参考にしてください。

また、臨時休業措置等の場合は、本校ホームページや保護者メールでもその旨お知らせいたします。